

彦岐市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）【概要版】

新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定に基づく、新型インフルエンザ等が発生した場合に備え、平時の準備や感染症発生時の対策内容を示した計画

- 国は新型コロナウイルス感染症の経験や関係法令の改正を踏まえ、令和6年7月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を全面改定
- 政府行動計画の改定を踏まえ、県は令和7年3月に「長崎県新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定
- 政府行動計画、県行動計画の改定を踏まえ、市は「彦岐市新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定

対策の目的及び基本的な考え方

- ① 感染拡大の可能な限りの抑制と市民の生命及び健康を保護する
- ② 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする

市行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

市行動計画の対象感染症

区 分	概 要
① 新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、及びこれらと同等の危険性を持つ感染症
② 指定感染症	当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものとして政令で定める期間に限り特措法の対象となるもの
③ 新感染症	人から人に伝染し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病のうち、既に知られている感染症と病状等が明らかに異なるもの

対策の時期

対策の時期		対策時期の基本的な考え方
準備期	発生前の段階	市民に対する啓発や人材育成、実践的な訓練の実施による体制整備等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を行っておく期間。
初動期	感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間	政府対策本部、県対策本部等をうけ、市対策本部設置等の初動対応に当たる期間。業務継続計画の確認を行い対応に備えるとともに、市民に情報提供・共有を行う。
対応期	封じ込めを念頭に対応する時期	感染拡大の波を抑制する対策から、基本的な感染対策に移行するまでの期間。医療提供体制、ワクチン、治療薬等状況の変化に合わせて、柔軟かつ機動的な対応を講じる。
	病原体の性状等に応じて対応する時期	
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	
	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	

対策の項目

- ①実施体制 ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション※ ③まん延防止
- ④ワクチン ⑤保健 ⑥物資 ⑦市民生活及び地域経済の安定の確保

※個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念

対策の項目ごとの取組

対策項目		準備期	初動期	対応期
1	実施体制	国・県や関係機関等と連携し、有事に備えた体制整備及び訓練の実施	準備期を踏まえ、体制の強化	各対策の実施状況に応じて、実施体制を整備し、見直しを実施
2	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	平時から、国・県と連携し、市民等へ情報提供・共有を行い、市民等による認知度・信頼度を向上	準備期に定めた方法等を踏まえ、情報媒体を整備・活用し迅速かつ一体的に情報提供・共有の実施	地域の実情を踏まえ、市民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションの実施
3	まん延防止	まん延防止に向けた理解や準備の促進	まん延防止対策の準備、適切な行動の促進	
4	ワクチン	県、医師会、医療機関等と緊密に連携し、迅速な予防接種等を実施するための準備を実施	国や県、関係部局、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築	構築した接種体制に基づき接種を実施
5	保健	県や事業者等との連携体制を構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築	感染症の市内での発生を想定したリスクコミュニケーションの開始	状況に応じた、情報提供・共有、リスクコミュニケーションの実施
6	物資	関係部署と確認し感染症対策物資等を備蓄、及び定期的な備蓄状況等の確認		
7	市民生活及び地域経済の安定の確保	県や関係機関、関係部署での連携のための情報共有体制の整備および支援の実施に係る仕組みの整備	市民生活の安定の確保を対象とした対応及び地域経済活動の安定の核を対象とした対応	

